

「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係る リスクコミュニケーションガイドライン」の概要について

平成 29 年 10 月 環) 環境対策課

1 ガイドライン策定の趣旨

建築物等の解体等工事において、石綿の飛散防止に関し、周辺住民等とリスクコミュニケーションを図ることにより、周辺住民等との信頼関係が構築され、適切な工事を施工できるよう、基本的な考え方や手順をとりまとめたもの。平成 29 年 4 月 28 日に環境省より、ガイドラインの作成・公表について通知（裏面）があった。

2 リスクコミュニケーションの手順

- ・実施方法（掲示、チラシの配布・回覧、戸別訪問、説明会）及び、各実施方法のメリット・デメリット
- ・チラシの良い例、悪い例
- ・対象エリア・対象者の決め方
- ・実施時期ごとの留意事項（工事前、工事中、工事後）

3 石綿漏洩・飛散事故発生時等のリスクコミュニケーション

- ・事前調査で確認できなかった新たな石綿含有建築材料が出てきた際の対応
- ・石綿漏えい・飛散事故発生時の対応

4 参考資料

- ・リスクコミュニケーションの個別事例（公共施設の改修工事、公営住宅の解体工事、学校耐震化工事の一環として実施された特定粉じん排出等作業など）
- ・リスクコミュニケーションで使用する資料の例（お知らせ看板、周知チラシなど）
- ・説明会開催で注意するポイントのまとめ
- ・説明会の想定問答

【ガイドラインの入手方法】

下記、環境省ホームページよりダウンロードできます（全 87 ページ）

【環境省】「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク
コミュニケーションガイドライン」の公表について

<http://www.env.go.jp/press/104003.html>

平成 29 年 4 月 28 日

各

都 道 府 県
大気汚染防止法政令市

 大気環境主管部局長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長
(公印省略)

「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係る
リスクコミュニケーションガイドライン」について (通知)

石綿の飛散による健康影響は、社会的に強い関心が寄せられており、周辺住民の不安を解消し、より安全な解体等工事を進めるために、周辺住民等との間の円滑なリスクコミュニケーションの重要性・必要性が高まっています。

平成 25 年 2 月の中央環境審議会の中間答申においては、周辺住民等への情報開示に関し、住民等への説明会等の実施といった更なる自主的な取り組みについて検討する必要があるとされました。さらに、平成 25 年の大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する参議院附帯決議においても、リスクコミュニケーションの増進に向け、先進的かつモデル的な取り組みを進めることについて、適切な措置を講ずべきとされたところです。

これらを受け、環境省では、建築物等の解体等工事の発注者及び自主施工者に向け、解体等工事における石綿飛散防止対策に関するリスクコミュニケーションの基本的な考え方や手順をとりまとめたガイドラインを別添のとおり作成、公表しました。

つきましては、本ガイドラインについて関係事業者、関係部局及び管下の市町村（都道府県の場合）あて周知されるとともに、事業者等への助言・指導に本ガイドラインを活用いただくようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であること、別紙のとおり関係団体の長あて通知したことを申し添えます。

(問い合わせ先)

環境省水・大気環境局大気環境課
排出基準係

TEL : 03-3581-3351 (内線 6533)

FAX : 03-3580-7173

E-mail : kanri-kankyo@env. go. jp

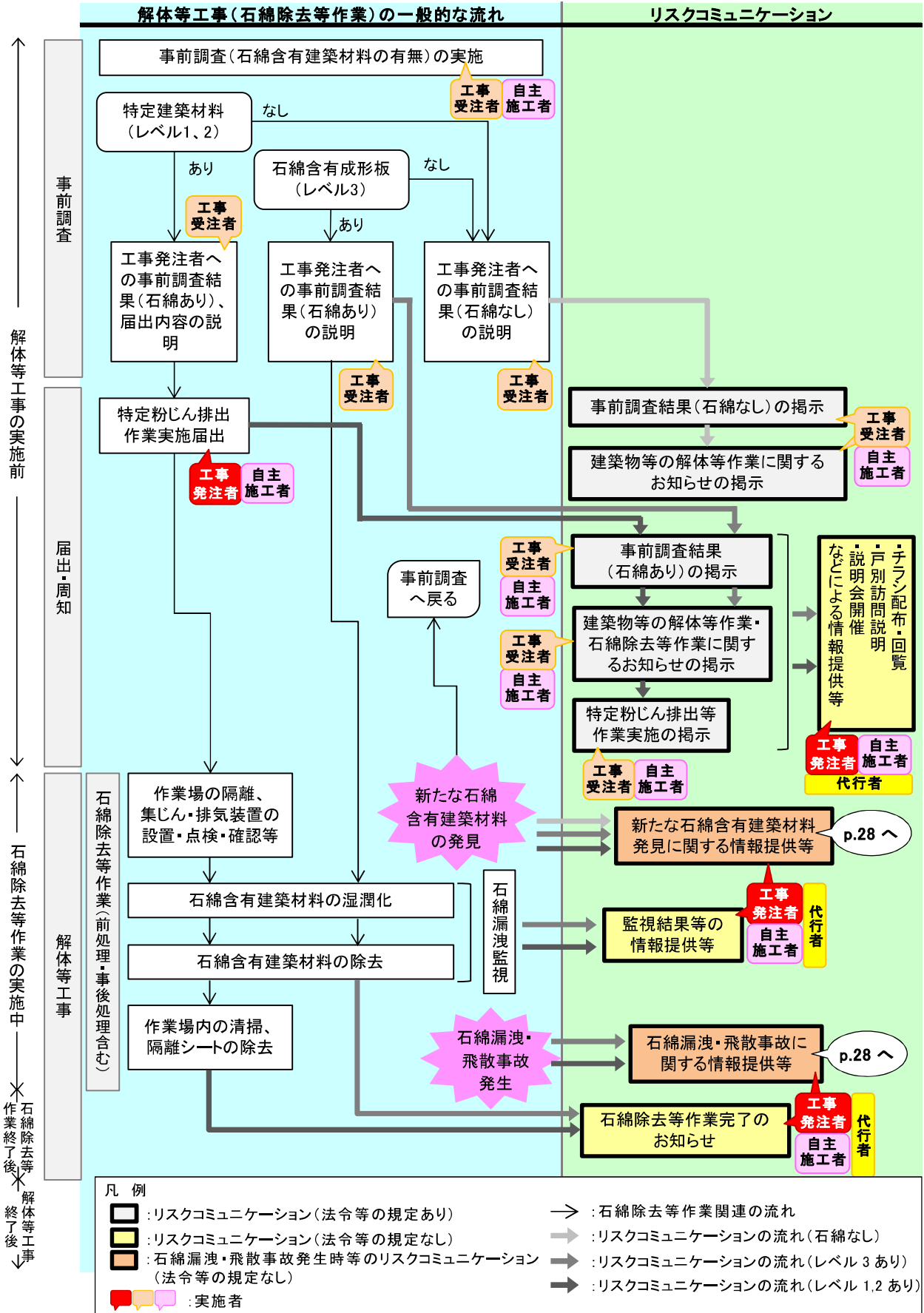


図 2-2 解体等工事(石綿除去等作業)の一般的な流れとリスクコミュニケーションの実施時期